

岐阜県公報

第千四百七十六号
平成十五年九月五日

(金曜日)

目次

告示

有害興行の指定	(青少年室)	六四八 ^ハ
有害図書類の指定	(同)	六四八
医療扶助のための医療担当機関の指定	(福祉政策課)	六四九
指定医療機関の廃止の届出	(同)	六四九
指定医療機関の所在地変更の届出	(同)	六四九
生活保護法に基づく介護扶助を担当させる機関の指定	(同)	六四九
生活保護法に基づく指定介護機関の廃止の届出	(同)	六五一
生活保護法に基づく指定介護機関の名称等変更の届出	(同)	六五一
道路の区域変更	(道路維持課)	六五二
道路の供用開始	(同)	六五二
都市計画の決定	(都市政策課)	六五三
揖斐都市計画の図書の縦覧	(同)	六五六
都市計画の変更	(同)	六五六
保安林に指定する予定である旨の通知	(森林保全部)	六五七
解除予定保安林とする旨の通知	(同)	六五七
公安委員会告示		
講習機関の指定	(運転免許課)	六五七
特定非営利活動法人の定款変更認証申請 落札者等に関する告示	(県民政策室)	六五八
	(道路維持課)	六五八

市営土地改良事業の換地処分
 村営土地改良事業の換地処分
 町営土地改良事業の換地処分
 土地改良区の定款の変更認可
 落札者等に関する告示

(農地計画課) 六五九
 (同) 六五九
 (同) 六五九
 (中濃地域可茂農山村整備事務所) 六五九
 (研修管理課) 六五九

雑報

岐阜市職員共済組合決算公告

(市町村室) 六六〇

指 示

岐阜県知事第五四三三十五号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）第五條第一項の規定により次のものを有害書類として指定した。

平成十五年九月五日

岐阜県知事 梶原 拓

1 指定興行

種 類	題 名	等 等	配 給 会 社 名 等
映 画	谷川みゆき 高校教師 汚す！		新 日 本 映 画 像
	月下の歡宴		オ ー ビ ー 映 画
	黒犬と和服未亡人		新 日 本 映 画 像
	いんらん家族計画 発情母娘		新 東 宝 映 画
	奴隷性愛 私のおもちや		オ ー ビ ー 映 画
	痴漢電車2003 さわらわれない女		新 東 宝 映 画
	SM女医 巨乳くい込む		オ ー ビ ー 映 画
	真昼の不倫妻 美人の快楽		新 東 宝 映 画
	女豊陀羅 七人の絶頂		オ ー ビ ー 映 画
	OL日記 あえぐ牝穴		オ ー ビ ー 映 画
	新・日本エロばなし 人妻竜宮城		新 日 本 映 画 像
	新日本映像ニコエス 新谷川みゆき 高校教師 汚す！		新 日 本 映 画 像
	新日本映像ニコエス 黒犬と和服未亡人		新 日 本 映 画 像
	新日本映像ニコエス 新・日本エロばなし 人妻竜宮城		新 日 本 映 画 像

2 指定年月日

平成15年9月4日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県知事第五四三三六号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）第六條第一項の規定により次のものを有害図書類として指定した。

平成十五年九月五日

岐阜県知事 梶原 拓

1 指定図書類

種 類	図 書 類 の 題 名	月 日 号 等	発 行 所、 制 作 者 名
雑 誌	URECCO gal	2003. 10月号	ミ リ オ ン 出 版
	URURU	2003. ホイッ 710月号増刊 うるるッ! vol. 22	関 コ ア マ ガ ジ ン
	デラベっぴん	2003. 10月号 No. 215	英 知 出 版
	JUNK NEWS MAGAZINE 別冊ドット	2003. 10月号	関 マ ガ ジ ン ・ マ ガ ジ ン
	レディース・コミック 微熱	2003. 10月号	セ ン ソ ン 新 社
	BOYS ヒップス	2003. 10月号	関 マ ガ ジ ン ・ マ ガ ジ ン

2 指定年月日

平成15年9月4日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認め

される。

岐阜県告示第五百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

平成十五年九月五日

岐阜県知事 梶 原 拓

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
中西ウイメンズ クリニックス	医療法人誠宏会	多治見市大正町二丁目四五番地	平成十五年八月五
大野荘クリニックス	内藤 修	揖斐郡大野町黒野二三四四一	同 七
洞戸村国民健康保険 診療所	洞戸村長	武儀郡洞戸村通元寺一七二二	同 六
洞戸村国民健康保険 診療所	洞戸村長	武儀郡洞戸村通元寺一七二二	同 六
渡辺誠盛堂薬局	有限会社 渡辺誠盛堂薬局	美濃加茂市森山町三丁目六四三	同 六
石丸薬局 小野Aコープ店	有限会社 石丸薬局	郡上郡八幡町小野六一八	同 五
みどり調剤薬局	田 中 信 二	益田郡萩原町萩原一三五二一	同 七

岐阜県告示第五百二十八号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十五年九月五日

岐阜県知事 梶 原 拓

名 称	開 設 者	所 在 地	廃 止 年 月 日
大野荘クリニックス	内藤 勇	揖斐郡大野町黒野二三四四	平成十五年六月三〇
萬葉 医 院	萬葉 裕 一	吉城郡上宝村大字本郷二六九六番地	同 七

岐阜県告示第五百三十九号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関の所在地を変更した旨届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十五年九月五日

岐阜県知事 梶 原 拓

名 称	開 設 者	所 在 地	変 更 年 月 日
国民健康保険ケアホ スピタルたかはら	神 岡 町 長	新 吉城郡神岡町大字殿 一〇八一番地の一九 旧 吉城郡神岡町大字東 町八〇六番地の一	平成十五年三月三

岐阜県告示第五百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年九月五日

岐阜県知事 梶 原 拓

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定居宅介護事業所等の名称	指定居宅介護事業所等の所在地	指定年月日
サン工機株式会社	大垣市河間町三丁目二〇番地	福祉用具	サンケア	大垣市青柳町四丁目九六番地	平成一五・七・二三
サン工機株式会社	大垣市河間町三丁目二〇番地	福祉用具	サンケア	大垣市青柳町四丁目九六番地	同
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二の九	居宅介護支援事業	アイリスケアセンター高山	高山市花岡町二五五九 飛騨ビル四F	同
社団法人岐阜県看護協会	岐阜市数田南五丁目一四番五三三号 県民ふれあい会館内	訪問看護	社団法人岐阜県看護協会 高山第二訪問看護ステーション	高山市昭和町三丁目三六二 ユー匠八イツ一F	同
社団法人岐阜県看護協会	岐阜市数田南五丁目一四番五三三号 県民ふれあい会館内	訪問看護	社団法人岐阜県看護協会 高山第二訪問看護ステーション	高山市昭和町三丁目三六二 ユー匠八イツ一F	同
有限会社サンシャイン	羽島市正木町不破一色九四番地	居宅介護支援事業	すずらん介護支援センター	羽島市正木町不破一色三〇五番地	同
株式会社ザイタック	土岐市肥田浅野笠神町二丁目一一番地の一	福祉用具	東濃福祉用具センター	土岐市肥田浅野笠神町二丁目一一番地の一	同
特定非営利活動法人 さわやか伝言ばん	各務原市緑苑西三丁目五九番地	訪問介護	NPO法人 さわやか介護センター	各務原市鷺沼山崎町三丁目六六番地	同
特定非営利活動法人 さわやか伝言ばん	各務原市緑苑西三丁目五九番地	訪問介護	NPO法人 さわやか介護センター	各務原市鷺沼山崎町三丁目六六番地	同
社会福祉法人サンライフ	名古屋市中区栄四丁目三番二六号	通所介護	NPO法人 さわやか介護センター	各務原市鷺沼山崎町三丁目六六番地	同
株式会社アットホーム	瑞穂市穂積一四五二一	短期入所生活介護	社会福祉法人サンライフ ヨートステイホーム ジョイフル各務原	各務原市鷺沼小伊木町三 一七〇一	同
有限会社さきよずみ	各務原市蘇原清住町一五六	痴呆対応型共同生活介護	グループホーム「憩いの里」すいせん	各務原市各務原西町二丁目二〇一番地	同
医療法人聡仁会	各務原市蘇原清住町一五六	訪問介護	有限会社さきよずみ	各務原市蘇原清住町一五六	同
株式会社アットホーム	瑞穂市穂積一四五二一	痴呆対応型共同生活介護	グループホーム「憩いの里」すみよし	可児市今渡大東一六一九 三三一	同
医療法人野原クリニック	揖斐郡揖斐川町清水一六七三番地の一	訪問看護	医療法人野原クリニック	揖斐郡揖斐川町清水一六七三番地の一	同

医療法人野原クリニク 六七三番地の二	揖斐郡揖斐川町清水一 番地一	管理指導	医療法人野原クリニク	揖斐郡揖斐川町清水一 番地一	同	三・一
有限会社和	揖斐郡大野町二三一七 番地一	居宅介護 支援事業	居宅介護支援事業所なごみ	揖斐郡大野町公郷一三 一七番地一	同	八・一五
社会福祉法人美濃陶生苑	土岐市駄知町一七九八 番地の二	短期入所 生活介護	特別養護老人ホーム かさらは陶生苑	土岐郡笠原町二八五四 番地の二	同	七・三二
社会福祉法人美濃陶生苑	土岐市駄知町一七九八 番地の二	通所介護	かさらは陶生苑 デイサービスセンター	土岐郡笠原町二八五四 番地の二	同	七・三二

岐阜県告示第五百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨届

出があったので、同法第五十五条の二第二項の規定により告示する。
平成十五年九月五日
岐阜県知事 梶原拓

居宅介護事業者等の名称 株式会社ザイタック	居宅介護事業者等の主 たる事務所の所在地 土岐市肥田浅野笠神町 二丁目一一番地の二	サービス の種類	指定居宅介護事業所等の名 称 東濃福祉用具センター	指定居宅介護事業所等 の所在地 多治見市田代町二七 二コーボ一六〇三 号	廃止年月日	平成一五・六・三〇
社会福祉法人 山県市社会福祉協議会	山県市岩佐一一七七番 地	居宅介護 支援事業	美山町 在宅介護支援センター	山県郡美山町岩佐一一 七七番地一	同	三・三一

岐阜県告示第五百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関の名称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の二第二項の規定により告示する。

平成十五年九月五日

岐阜県知事 梶原拓

居宅介護事業者等の名称 株式会社ザイタック	居宅介護事業者等の主 たる事務所の所在地 土岐市肥田浅野笠神町 二丁目一一番地の二	サービス の種類	指定居宅介護事業所等の名 称 東濃介護支援センター	指定居宅介護事業所等 の所在地 土岐市肥田浅野笠神町 二丁目一一番地の二	変更年月日	平成一五・七・一
新 株式会社ザイタック	土岐市肥田浅野笠神町 二丁目一一番地の二	居宅介護 支援事業	東濃介護支援センター	土岐市肥田浅野笠神町 二丁目一一番地の二	同	同
旧 土岐市メディカルサ ビス有限公司	土岐市肥田浅野笠神町 二丁目一一番地の二	居宅介護 支援事業	東濃介護支援センター	土岐市肥田浅野笠神町 二丁目一一番地の二	同	同

新 株式会社ザイタック
 旧 株式会社メディカルサー
 ビス有会社
 株式会社今村商会
 益田郡萩原町中呂一九
 七番地の一
 訪問看護
 東濃訪問看護ステーション
 二丁目一―番地の一
 同
 七・一
 新 福祉用具のつみぎ
 旧 株式会社今村商会
 益田郡萩原町中呂一九
 七番地の一
 同
 八・二二

岐阜県告示第五百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十五年九月五日から二週間岐阜県基盤整備部道路維持課及び岐阜県岐阜建設事務所において一般の縦覧に供する。

平成十五年九月五日

岐阜県知事 梶原拓

県道		道路の種類	
墨牛 俣牧線	多北 度方線	路線名	区 間
瑞穂市祖父江字蒲野西七 二八番三地先から 同市同字同 三三番四地先まで	瑞穂市祖父江字蒲野中六 一九番二地先から 同市同字中島八八 五番二地先まで	別前変区域 後更更域	敷地の幅 員（メートル） 延 長 （メートル） 備考
後	前	後	前
一四〇 三六〇	一四〇 二六〇	一三六 四〇〇	一三六 三六〇
三五〇	三〇五	三四九・五	

岐阜県告示第五百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供

用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十五年九月五日から二週間岐阜県基盤整備部道路維持課及び岐阜県岐阜建設事務所において一般の縦覧に供する。

平成十五年九月五日

岐阜県知事 梶原拓

県一般 道		道路の種類	
墨牛 俣牧線	多北 度方線	路線名	区 間
瑞穂市祖父江字蒲野西七二八 番三地先から 同市同字同 七三三 番四地先まで	瑞穂市祖父江字蒲野中六一九 番二地先から 同市同字中島八八五番 二地先まで	延 長 （メートル）	供用開始 の 期 日 備 考 （区域の 決定又は 変更の告 示年月日 ほか）
三・五〇	三・四九・五	平成 一五・九・三	平成 一五・九・五

岐阜県告示第五百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十五年九月五日から二週間岐阜県基盤整備部道路維持課及び岐阜県恵那建設事務所において一般の縦覧に供する。

平成十五年九月五日

岐阜県知事 梶 原 拓

道の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	瑞浪線 上矢作線	恵那郡明智町字藤ノ木一 二三番四地先から	同郡同町字法明一四 八五番二地先まで	前 A	五・五〇 一・五〇	一、一〇六・〇	A及びBは、関係図面に示す敷地の区分を
				後 A	五・五〇 一・五〇	一、一〇六・〇	
				後 B	二・二〇 二・五・八	四二二・〇	道路一般の区画整理に用

岐阜県告示第五百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十五年九月五日から二週間岐阜県基盤整備部道路維持課及び岐阜県古川建設事務所において一般の縦覧に供する。

平成十五年九月五日

岐阜県知事 梶 原 拓

道の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
		吉城郡上宝村大字蔵柱字 大久保一四八七番八地先 から		前	五・八〇 一・六〇		

県道	見国座線	同郡同村大字同字 沖田九二〇番地先まで	後	九二二 三・二	一、五三〇・〇
----	------	------------------------	---	------------	---------

岐阜県告示第五百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十五年九月五日から二週間岐阜県基盤整備部道路維持課及び岐阜県大垣建設事務所において一般の縦覧に供する。

平成十五年九月五日

岐阜県知事 梶 原 拓

道の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日)
県道	多北度方線	安八郡墨俣町大字墨俣字中道 東犀川河川敷(瑞穂市境)地 先から	同郡同町大字同字長池 五三四番の二地先まで	五三・八	平成 二五・九三	平成 三・七三

岐阜県告示第五百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成十五年九月五日

岐阜県知事 梶 原 拓

一 都市計画の種類

高山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県基盤整備部都市政策課及び高山市都市基盤整備部都市整備課

岐阜県告示第五百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成十五年九月五日

岐阜県知事 梶原拓

一 都市計画の種類

瑞浪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県基盤整備部都市政策課及び瑞浪市建設水道部都市計画課

岐阜県告示第五百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成十五年九月五日

岐阜県知事 梶原拓

一 都市計画の種類

恵那都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県基盤整備部都市政策課及び恵那市建設部都市整備課

岐阜県告示第五百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成十五年九月五日

岐阜県知事 梶原拓

一 都市計画の種類

土岐都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県基盤整備部都市政策課及び土岐市建設部都市計画課

岐阜県告示第五百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成十五年九月五日

岐阜県知事 梶原拓

一 都市計画の種類

揖斐都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

- 二 都市計画を定める土地の区域
- 都市計画図書において表示する区域
- 三 縦覧場所

岐阜県基盤整備部都市政策課並びに揖斐川町建設課 大野町建設課及び池田町建設課

岐阜県告示第五百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成十五年九月五日

岐阜県知事 梶 原 拓

- 一 都市計画の種類及び名称
 - 揖斐都市計画道路
 - 三・三・一号 池田岐阜線
 - 三・五・二号 池田岐阜線
 - 三・四・三号 大野揖斐川線
 - 三・四・四号 池田揖斐川線
 - 三・四・五号 三町大橋線
 - 三・四・六号 池田神戸線
 - 三・五・七号 大野池田線
 - 二 都市計画を定める土地の区域
 - 都市計画図書において表示する区域
 - 三 縦覧場所
- 岐阜県基盤整備部都市政策課並びに揖斐川町建設課 大野町建設課及び池田町建設課

岐阜県告示第五百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、都市計画を決

定したので、同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成十五年九月五日

岐阜県知事 梶 原 拓

- 一 都市計画の種類
- 笠原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を定める土地の区域
- 都市計画図書において表示する区域
- 三 縦覧場所

岐阜県基盤整備部都市政策課及び笠原町都市計画課

岐阜県告示第五百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成十五年九月五日

岐阜県知事 梶 原 拓

- 一 都市計画の種類
 - 古川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
 - 二 都市計画を定める土地の区域
 - 都市計画図書において表示する区域
 - 三 縦覧場所
- 岐阜県基盤整備部都市政策課及び古川町建設課

岐阜県告示第五百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定

により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成十五年九月五日

岐阜県知事 梶原拓

拓

一 都市計画の種類

神岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県基盤整備部都市政策課及び神岡町基盤整備課

岐阜県告示第五百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十五年九月五日

岐阜県知事 梶原拓

拓

一 都市計画の種類及び名称

揖斐都市計画道路

三・四・八号 大垣神戸大野線

二 縦覧場所

岐阜県基盤整備部都市政策課及び大野町建設課

岐阜県告示第五百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十五年九月五日

岐阜県知事 梶原拓

拓

一 都市計画の種類及び名称

揖斐都市計画道路

三・五・九号 池田北線

二 縦覧場所

岐阜県基盤整備部都市政策課及び池田町建設課

岐阜県告示第五百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成十五年九月五日

岐阜県知事 梶原拓

拓

一 都市計画の種類及び名称

大垣都市計画道路

三・五・四〇八号 大野池田線

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県基盤整備部都市政策課及び神戸町建設課

岐阜県告示第五百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成十五年九月五日

岐阜県知事 梶原拓

拓

一 都市計画の種類及び名称
岐阜都市計画道路

三・三・四一号 長良糸貫線

二 都市計画を定める土地の区域
都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県基盤整備部都市政策課及び糸貫町基盤整備課

岐阜県告示第五百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十五年九月五日

岐阜県知事 梶 原 拓

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市大井町字根津二〇八六の一、三郷町椋実字火尻八七の一八、八七の三三、八七の三五、八七の四三、八七の四四、八七の四六、八七の四九から八七の五一まで、八七の五八、八七の五九、八七の六一から八七の六三まで、八七の六五から八七の七〇まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種を定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、恵那市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県基盤整備部森林保全部及び恵那

市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十五年九月五日

岐阜県知事 梶 原 拓

一 解除に係る保安林の所在場所

多治見市喜多町九丁目七・八・一四・一〇丁目一・三・六・七・池田町一〇丁目一八・六一の一（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

公園用地とするため

(「次の図」は、省略し、その関係図面を岐阜県基盤整備部森林保全部及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公安委員会告示

岐阜県公安委員会告示第七号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第八十条の四第一項の規定により次の者を講習機関に指定したので、指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成十五年九月五日

岐阜県公安委員会

委員長 田 口 義嘉壽

名称及び住所並びに代表者の氏名	特定講習(道路交通法第百八条の四第二項の特定講習をいう。以下同じ。)の業務を行う事務所の名称及び所在地	特定講習の種類	指定を行った年月日
一 名称 財団法人岐阜県交通安全協会 二 住所 岐阜市数田南二丁目一番一号 三 代表者の氏名 加藤昌弘	一 名称 三田洞自動車学校 二 所在地 岐阜市三田洞東一丁目三番一号	取消処分者講習	平成十五年八月八日

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十五年九月五日

岐阜県知事 梶 原 拓

- 一 申請のあった年月日 平成十五年八月十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人整美ささゆりの会
- 三 代表者の氏名 成瀬 邦祐
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県加茂郡八百津町伊岐津志二九四番地の三
- 五 定款に記載された目的 この法人は、岐阜県加茂郡及び岐阜県恵那郡在住の要
 援護老人を抱える家族に対し介護努力の軽減に関する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成十五年九月五日

岐阜県知事 梶 原 拓

〔ロータリ除雪車の調達に関する落札者等〕

- 1 購入物品及び数量 ロータリ除雪車(除雪幅2.6m級) 1台
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成15年6月25日
- 4 落札者を決定した日 平成15年8月6日
- 5 落札者の氏名及び住所 羽島郡岐南町三宅4丁目109番1
 中部テイエー・シー・エム株式会社岐阜支店
 支店長 渡辺 正百

支店長 渡辺 正百

6 落札金額 40,950,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称 岐阜県基礎整備部道路建設課管理室管理調整担当
- (2) 所在地 岐阜市数田南2丁目1番1号

〔除雪ドーザーの調達に関する落札者等〕

- 1 購入物品及び数量 除雪ドーザー(13t級 車輪式 アンテナラクラウ付き)の購入 2台
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 3 随意契約の理由 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第6号該当
- 4 契約の相手方を決定した日 平成15年8月6日
- 5 契約の相手方の氏名及び住所 羽島郡岐南町野中1丁目8番地
 篠田株式会社
 代表取締役 篠田 薫彦

6 契約金額 31,290,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 昭和の改修 岐阜県岐阜市御園町御園2丁目1番1号
- (2) 所 庫 岐阜市御園2丁目1番1号

市営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、可児市営土地改良事業野崎西地区の換地処分を平成十五年八月二十七日にした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成十五年九月五日

岐阜県知事 梶原拓

村営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、上之保村営土地改良事業火打向島地区の換地処分を平成十五年八月二十日にした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成十五年九月五日

岐阜県知事 梶原拓

町営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、御嵩町営土地改良事業野崎西地区の換地処分を平成十五年八月二十七日にした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成十五年九月五日

岐阜県知事 梶原拓

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成十五年九月五日

岐阜県知事 梶原拓

土地改良区名	認可年月日
坂祝町木曾川右岸用水土地改良区	平成一五・八・二五

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成十五年九月五日

岐阜県知事 梶原拓

- 1 調達物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータ
 ノート型 1,000台
 ノート型 3,126台
 附属設備
 プリンタ 100台
 周辺機器 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成15年6月10日
- 4 落札者を決定した日 平成15年7月25日
- 5 落札者の氏名及び住所 岐阜県岐阜市城東通3丁目5番地の1
 中部コンピューター株式会社

取締役社長 辻 博文

6 落札金額 407,400,000円

7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

- (1) 部署の名称 岐阜県教育委員会事務局研修管理課
- (2) 所在地 岐阜県岐阜市藪田南5丁目9番1号

掛 報

岐阜市職員共済組合決算公告

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二十二条第三項の規定に基づき、平成十四年度決算の要旨を公告する。

平成十五年九月五日

岐阜市職員共済組合
理事 坂 田 大二郎

損益計算書の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	短 期	長 期	業 務	貸 付	財 形	基 礎 年 金 払 支
収						
負債金	30,239	3,686,744	12,193			
掛金	23,528	1,879,411				
施設収入・商品売上						
基礎年金交付金		540,915				
利息及び配当金		501,981		38,358		
その他の収入	64,615	9,543	4	7,485		143,539
入						
他経理から繰入			2,880			
前年度支払準備金						
前年度繰越長期給付積立金		36,105,330				
計	118,382	42,723,924	15,077	45,843	0	143,539
給付	64,615	5,062,279	16			
役員給与						
旅費・事務費			2,197	334		
商品仕入						
飲食材料費						

委託費			3,174	302		
支払利息				27,588		
連合会払込金		84,464		1,665		
老人保健拠出金						
退職者給付拠出金						
基礎年金拠出金負担金		1,293,707				
他経理へ繰入		2,880				
その他の支出	53,767		5,200	13,212		143,539
次年度支払準備金						
次年度繰越長期給付積立金		36,280,594				
計	118,382	42,723,924	10,587	43,101	0	143,539
差引当期利益金又は当期損失金 ()	0	0	4,490	2,742	0	0

貸借対照表の要旨

資産	流動資産	48	6,225,125	9,213	8,839		
資産	固定資産		30,055,469	1,168	1,647,353		
資産	繰延資産						
資産	計	48	36,280,594	10,381	1,656,192	0	0
負債	流動負債						
負債	固定負債				1,262,141		
負債	負債	0	0	0	1,262,141	0	0
負債	資本剰余金			507			
負債	積立金		36,280,594				
負債	利益剰余金	48		9,874	394,051		
負債	資本	48	36,280,594	10,381	394,051	0	0
負債	負債・資本	48	36,280,594	10,381	1,656,192	0	0

平成十五年九月五日印刷
平成十五年九月五日発行

発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三番地 飯尾文芸社
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三番地 岐阜文芸社
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共)(消費税二、二八六円を含む。)